

岩手県告示第212号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により、次のとおり造成宅地防災区域の指定を解除する。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定を解除する区域名 館
- 2 指定を解除する区域の所在地 一関市山目字館
- 3 指定を解除する区域の平面図 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部建築住宅課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。